

◆療養補助金の請求方法「領収書で請求する場合」

〈請求方法〉第1号様式を使用

① 領収書を受診月ごとに分ける。※支払月ではありません。

令和7年4月 受診分 計 4,700 円	令和7年5月 受診分 計 12,300 円	令和7年6月 受診分 計 外来 5,500 円・入院 39,000 円
領収書 A 病院 令和7年4月1日受診	領収書 A 病院 令和7年5月1日受診	領収書 C 病院 令和7年6月8日受診
領収書 A 病院 令和7年4月3日受診	領収書 C 病院 令和7年5月5日受診	領収書 D 薬局 令和7年6月8日受診
領収書 B 薬局 令和7年4月3日受診	領収書 B 薬局 令和7年5月8日受診	入院 領収書 入院期間 令和7年6月10日～12日

② 療養補助金請求書を記入

- ・1枚の請求書で最大3か月分の請求が可能です。
- ・受診年月(支払月ではありません)と保険診療費の合計額を外来、入院それぞれの欄に記入してください。

③ 療養補助金請求書(第1号様式)に領収書をつけて、互助組合へ郵送(提出)

- ・領収書はコピー可(両面コピー不可)
- ・領収書は表面か裏面どちらか一方にまとめて添付してください。
- ・受診月の翌月以降に提出してください。例)6月受診分→7月1日以降に提出

領収書が A4 サイズ以外の場合

表面左端に重ねてホチキス止め

※この用紙は保存版です。必ずコピーをしてからお使いください。

療養補助金請求書 (領収書用)

組合員証 (証書番号) 19009990 生年 月 日 38 04 02

2025年7月1日 互助 花子

組合員氏名 互助 花子

①この請求の保険の負担割合を○をつけてください。(1割・2割・3割)

②この請求の対象となった健康保険に○をつけてください。

国民健康保険 69歳以下 国民健康保険 69歳以上

③請求書の裏面には○をつけてください。

④請求書の裏面には○をつけてください。

⑤請求書の裏面には○をつけてください。

⑥請求書の裏面には○をつけてください。

⑦請求書の裏面には○をつけてください。

⑧請求書の裏面には○をつけてください。

⑨請求書の裏面には○をつけてください。

⑩請求書の裏面には○をつけてください。

⑪請求書の裏面には○をつけてください。

⑫請求書の裏面には○をつけてください。

⑬請求書の裏面には○をつけてください。

⑭請求書の裏面には○をつけてください。

⑮請求書の裏面には○をつけてください。

⑯請求書の裏面には○をつけてください。

⑰請求書の裏面には○をつけてください。

⑱請求書の裏面には○をつけてください。

⑲請求書の裏面には○をつけてください。

⑳請求書の裏面には○をつけてください。

㉑請求書の裏面には○をつけてください。

㉒請求書の裏面には○をつけてください。

㉓請求書の裏面には○をつけてください。

㉔請求書の裏面には○をつけてください。

㉕請求書の裏面には○をつけてください。

㉖請求書の裏面には○をつけてください。

㉗請求書の裏面には○をつけてください。

㉘請求書の裏面には○をつけてください。

㉙請求書の裏面には○をつけてください。

㉚請求書の裏面には○をつけてください。

㉛請求書の裏面には○をつけてください。

㉜請求書の裏面には○をつけてください。

㉝請求書の裏面には○をつけてください。

㉞請求書の裏面には○をつけてください。

㉟請求書の裏面には○をつけてください。

㊱請求書の裏面には○をつけてください。

㊲請求書の裏面には○をつけてください。

㊳請求書の裏面には○をつけてください。

㊴請求書の裏面には○をつけてください。

㊵請求書の裏面には○をつけてください。

㊶請求書の裏面には○をつけてください。

㊷請求書の裏面には○をつけてください。

㊸請求書の裏面には○をつけてください。

㊹請求書の裏面には○をつけてください。

㊺請求書の裏面には○をつけてください。

㊻請求書の裏面には○をつけてください。

㊼請求書の裏面には○をつけてください。

㊽請求書の裏面には○をつけてください。

㊾請求書の裏面には○をつけてください。

㊿請求書の裏面には○をつけてください。

※この欄は記入しないでください。

受診年月	外来	入院
7月4月	4,700	
7月5月	12,300	
7月6月	5,500	39,000

※この欄は記入しないでください。

A4 サイズの領収書を含む場合

表向きに重ねて裏面に。上部をホチキス止め

※この用紙は保存版です。必ずコピーをしてからお使いください。

療養補助金請求書 (領収書用)

組合員証 (証書番号) 19009990 生年 月 日 38 04 02

2025年7月1日 互助 花子

組合員氏名 互助 花子

①この請求の保険の負担割合を○をつけてください。(1割・2割・3割)

②この請求の対象となった健康保険に○をつけてください。

国民健康保険 69歳以下 国民健康保険 69歳以上

③請求書の裏面には○をつけてください。

④請求書の裏面には○をつけてください。

⑤請求書の裏面には○をつけてください。

⑥請求書の裏面には○をつけてください。

⑦請求書の裏面には○をつけてください。

⑧請求書の裏面には○をつけてください。

⑨請求書の裏面には○をつけてください。

⑩請求書の裏面には○をつけてください。

⑪請求書の裏面には○をつけてください。

⑫請求書の裏面には○をつけてください。

⑬請求書の裏面には○をつけてください。

⑭請求書の裏面には○をつけてください。

⑮請求書の裏面には○をつけてください。

⑯請求書の裏面には○をつけてください。

⑰請求書の裏面には○をつけてください。

⑱請求書の裏面には○をつけてください。

⑲請求書の裏面には○をつけてください。

⑳請求書の裏面には○をつけてください。

㉑請求書の裏面には○をつけてください。

㉒請求書の裏面には○をつけてください。

㉓請求書の裏面には○をつけてください。

㉔請求書の裏面には○をつけてください。

㉕請求書の裏面には○をつけてください。

㉖請求書の裏面には○をつけてください。

㉗請求書の裏面には○をつけてください。

㉘請求書の裏面には○をつけてください。

㉙請求書の裏面には○をつけてください。

㉚請求書の裏面には○をつけてください。

㉛請求書の裏面には○をつけてください。

㉜請求書の裏面には○をつけてください。

㉝請求書の裏面には○をつけてください。

㉞請求書の裏面には○をつけてください。

㉟請求書の裏面には○をつけてください。

㊱請求書の裏面には○をつけてください。

㊲請求書の裏面には○をつけてください。

㊳請求書の裏面には○をつけてください。

㊴請求書の裏面には○をつけてください。

㊵請求書の裏面には○をつけてください。

㊶請求書の裏面には○をつけてください。

㊷請求書の裏面には○をつけてください。

㊸請求書の裏面には○をつけてください。

㊹請求書の裏面には○をつけてください。

㊺請求書の裏面には○をつけてください。

㊻請求書の裏面には○をつけてください。

㊼請求書の裏面には○をつけてください。

㊽請求書の裏面には○をつけてください。

㊾請求書の裏面には○をつけてください。

㊿請求書の裏面には○をつけてください。

※この欄は記入しないでください。

受診年月	外来	入院
7月4月	4,700	
7月5月	12,300	
7月6月	5,500	39,000

※この欄は記入しないでください。

〈領収書での請求時に気を付けるポイント〉

領収書に、①患者氏名 ②受診年月 ③保険点数または保険診療費であることが明記されているかを確認してください。

請求書兼領収書		①	②			
患者 No.	No. 123456	氏 名 互助 花子 様	受診日 令和 7 年 6 月 8 日			
保険区分	負担割合	本人・家族				
国保	30%	本人				
保 険	初・再診	医学管理	投薬	検査	在宅医療	③
	245 点	点	点	470 点	点	
	注射	リハビリテーション	処置	精神科療法	総点数	
	285 点	点	点	点	1,000 点	
保 険 外	予防接種	文書料	健康診断	保険外は 給付対象外		
	1,800 円	800 円	円			
合計	④	保険	保険外	⑤ 京都聖護院病院 京都市左京区聖護院 1		
	10,000 円	円				
負担額	3,000 円	2,600 円				
領収額合計	5,600 円					
				領収印		
				領収 令和 7 年 6 月 13 日 京都聖護院 病院		

● 給付対象額は領収書のどこを見ればいい？

領収書の中で給付対象額になる保険診療費は以下のような項目に記載されています。

例：保険診療費、自己負担額、一部負担金、保険内金額、保険適用料金、保険分負担金、定率負担金、保険調剤費など

➡ 上記領収書の例だと、④の負担額の 3,000 円が給付対象額です。

● 給付の対象とならないもの

例：保険外金額・自費負担額（負担割合 100%の領収書、文書料、予防接種料、室料差額、個室料など）、介護保険、食事療養費、病院までの交通費など

➡ 上記領収書の例だと、⑤の保険外 2,600 円は給付対象外です。

● 鍼灸接骨院・整骨院の費用は請求できる？

健康保険適用分（一部負担金）であり、上記領収書の要件を満たしていれば請求できます。

● 装具（コルセット等）の作製費用は請求できる？

コルセット等装具の作製費用は、作製業者に支払った領収書（写）と一緒に、健康保険から還付を受けたときの通知書（写）（←還付申請から約 4 か月後に健康保険から送付されてくる）を必ず添えて請求してください。

● 領収書のコピーについて

縮小コピーでの請求も可能ですが、記載事項が全て確認できるようにしてください。

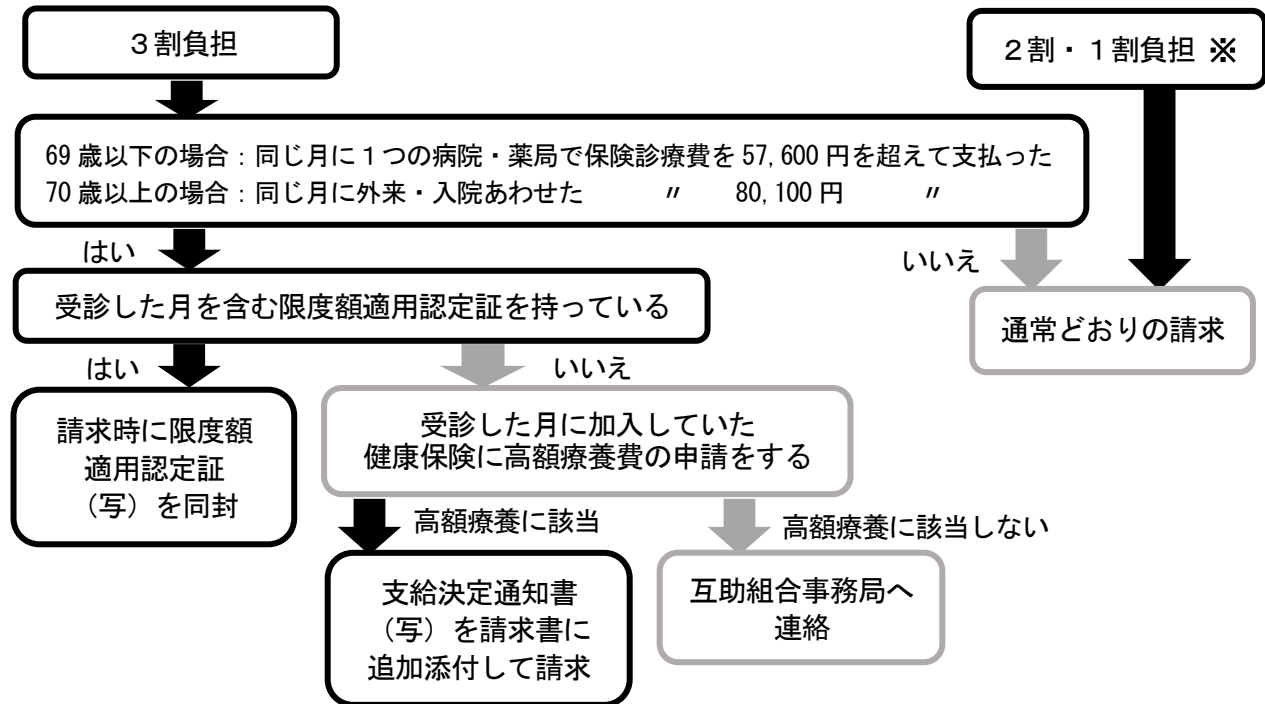
※両面コピーは不可です。

※添付書類はお返しできません。確定申告や高額療養費などで原本が必要な方はコピーを互助組合へ提出してください。

- ・医療費のお知らせ(医療費通知)はコピー可(両面コピー不可)
- ・請求書が上になるように「医療費のお知らせ(医療費通知)」を重ね、上部 2 か所をホチキスでとめて
互助組合に提出してください。

★高額療養費について

療養補助金は高額療養費などの公費負担額を給付対象から除きます。入院や手術等、医療費が高額になる場合は以下の手順でご請求ください。



※1割、2割負担の方も高額療養費などの公費負担額を給付対象額から除きますが、領収書の金額で相当額が計算できますので、通常どおりの請求で結構です。住民税非課税世帯の方はこの限りではありませんので、互助組合事務局にご連絡ください。

★健康保険の高額療養費制度とは

健康保険証を使って支払った1か月の医療費の自己負担額が高額になった時、手続きをすることで自己負担限度額を超えた分が加入している健康保険(国保、協会けんぽ等)から払い戻しが受けられる制度です。自己負担限度額は、70歳未満・以上および所得区分により異なります(下表参照)。

■70歳未満の方(3割負担)

適用区分		1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア	年収 約1,160万円～	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ	年収 約770～1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	年収 約370～770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ	年収 ～370万円	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者等	35,400円	24,600円

■70歳以上の方

適用区分		窓口負担	外来の自己負担限度額 (個人ごと)	入院+外来の自己負担 限度額 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 年収 約1,160万円～	3割	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 4回目以降 140,100円	
	Ⅱ 年収 約770～1,160万円		167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 4回目以降 93,000円	
	Ⅰ 年収 約370～770万円		80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 4回目以降 44,400円	
一般	Ⅰ 年収 約156～370万円	2割または1割	18,000円 ※年間上限 144,000円	57,600円 4回目以降 44,400円
	Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (所得が一定以下)			15,000円

(例) 高額療養費の還付
(健康保険の自己負担上限 57,600 円の場合)
保険診療費 窓口負担 100,000 円

互助組合給付対象 57,600 円	健康保険より還付 42,400 円
----------------------	----------------------

互助組合給付額の計算式 (2025 年 9 月受診分までは 4,000 円控除、50%給付)
(57,600 円-4,500 円) × 50%=26,500 円 (給付額)

※年間 (8 月 1 日～翌年 7 月 31 日) で 144,000 円を超える分は加入している健康保険に手続きすると払い戻しを受けられます。

★窓口負担額が軽減！限度額適用認定証とは？

病院・薬局の窓口で保険証と限度額適用認定証を提示すれば限度額以内での支払いで済みます。
申請方法はご加入の健康保険にお問い合わせください。

※マイナ保険証の場合、限度額適用認定書の申請は不要です。オンライン資格確認を導入している医療機関では、限度額情報が提供されるので窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

限度額適用認定証を使うと…

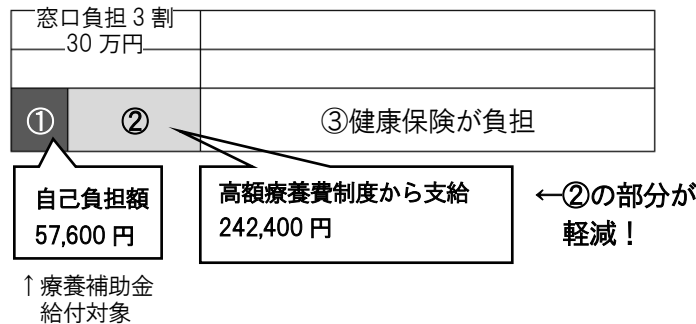
健康保険に事前に申請し、
限度額適用認定証を取得

健康保険証＋限度額適用認定証
を医療機関の窓口へ提示

医療費の支払いが所得に応じた自己負担限度額ですみ、
窓口での支払いが少なくて済みます！

例：総医療費 100 万円、窓口負担 3 割、区分エ（70 歳未満）の場合

総医療費 100 万円



窓口支払い額はこんなに違います！
**限度額適用認定証を
利用する場合 ①の 57,600 円のみ**

**利用しない場合 ①+②の 30 万円
→後日払戻し申請必要**

互助組合に請求するときは…

自己負担限度額を超えて支払った場合、療養補助金の請求には健康保険からの払い戻し時の支給決定通知書が必要です。

※所得区分によっては認定証が発行されない場合もありますので、詳しくは加入されている健康保険へお尋ねください。
※認定証を提示した場合でも同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の払戻し申請が必要になることがあります。

★【注意】住民税非課税世帯の方は必ずご連絡ください

住民税非課税世帯など一般よりもひと月の医療費の自己負担限度額が少なくなっている方は、互助組合事務局までお知らせください(高額療養費の区分表は P7 参照)。

互助組合の療養補助金は健康保険からの付加給付や、高額療養費として支給される金額を差し引く必要があるため、後で判明した場合は正しい給付額を再計算し、給付しすぎた分をお返しいただく必要があります。特約病院、薬局をご利用の場合も同様です。

限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)をお持ちの場合は、コピーを互助組合までお送りください。

健康保険限度額適用認定証			
令和 年 月 日交付			
被 保 険 者	記号	番号	男 女
	氏名		
適 用 対 象 者	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	男 女
	氏名		
所 在 地	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
	住所		
発行年月日			
有効期限			
適用区分			
保 険 者	所在地		
	保険者 番号 名称及び 印		

★70 歳以上の窓口負担 3 割の方は負担割合が少なくなる場合があります

70 歳以上で医療費窓口負担が3割の方であっても、以下のいずれかの条件に該当する場合は、申請により「1割」または「2割」負担となる場合があります。

詳しくは加入されている健康保険へお尋ねください。

条件 1：世帯員全員が同一の健康保険である場合

世帯員数	被保険者の収入合計
1 人	383 万円未満
2 人以上	520 万円未満

条件 2：世帯員が 70～74 歳と 75 歳以上（※）
の場合

70～74 歳の方と 75 歳以上の方の収入合計
520 万円未満

※75 歳以前の健康保険によっては、対象とならないことがあります。